

第2回会議における意見概要

- 後見実施機関の業務内容として、次の意見にまとまった。
 - ・ 親族後見、任意後見等のサポート
特に任意後見の場合、範囲も広く個人差もあることから、初期の段階においては親族後見を含めて相談支援・助言程度に留め、今後可能であれば対応範囲を広げていく
 - ・ 市民後見人等に対する支援
専門職によるバックアップ体制作りが必要
 - ・ 後見受任案件の対象範囲
首長申立てに限定しない方がよい
 - ・ 首長申立に関する業務
相談マニュアル作りが必要
市と実施機関の細かい役割分担は検討しながら整備していく
 - ・ ケース会議、受任調整機能のあり方
ケース検討会議～社会福祉協議会の職員に必要に応じ数名を加えたメンバーで、相談案件の割り振りを行う
受任調整会議 ～ある程度固定されたメンバーに数名を加え、法人後見・市民後見・専門職後見等の調整や、後見候補者の選考等を行う
 - ・ 運営協議会のあり方
運営状況を客観的に判断し監督する目的から、市が主体となるべきか。一方、実施機関の運営は事実上、社会福祉協議会が担うことから、先行他市では全て社会福祉協議会が事務局となっている。
 - ・ 業務量の見込みと人員体制
後見実務の経験を有する専門職（社会福祉士）の選任配置が必要
家庭裁判所から信頼される支援体制づくりも重要
 - ・ 実施機関の名称
江別市成年後見支援センターが妥当

論点 (1) 市民後見人（後見支援員）の業務内容／ア 財産管理

- 財産管理と身上監護は密接不可分であり、現金や通帳などの物理的管理は組織管理とすべきだが、実質的財産管理業務は市民後見人も行うべき。
- 市民後見人（法人後見支援員）に対し、実質的な業務をどこまで任せるか。あらかじめ基準を作るべきかどうか。
- 財産管理は社会福祉協議会対応とし、市民後見人（法人後見支援員）の業務としていない例もある。

論点 (1) 市民後見人（後見支援員）の業務内容／イ 身上監護

- 身上監護の内容については、次の項目が一般的と思われるが、過不足はないか（資料3-1参照）。
 - ①介護・福祉に関すること
 - ②医療に関すること
 - ※治療行為への同意権はない
 - ③住まいに関すること
 - ④生きがいに関すること
 - ⑤教育に関すること
 - ⑥市町村等への各種手続き
- 定期訪問の頻度は、在宅生活の場合と施設入所の場合とでは適正回数異なると思われるが、一般的なケースにおける訪問頻度をご教示願いたい。
- 最低限の訪問回数を定めるべきか。

論点 (1) 市民後見人（後見支援員）の業務内容／ウ 死後事務

- 「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が平成 28 年 10 月 13 日に施行されたことにより、死後事務に関する次の規定が設けられた。
 - ①個々の相続財産の保存に必要な行為
例) 相続財産に属する債権について時効の完成が間近に迫っている場合に行う時効の中断
 - ②弁済期が到来した債務の弁済
例) 成年被後見人の医療費、入院費及び公共料金等の支払
 - ③死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産全体の保存に必要な行為（①②に当たる行為を除く。）
例) 遺体の火葬に関する契約の締結、成年被後見人の居室に関する電気・ガス・水道等供給契約の解約、債務を弁済するための預貯金（成年被後見人名義口座）の払戻し
- 江別市においても、死後事務を市民後見人の業務として、法で認められた範囲で行わなければならないと考えるが、いかがか（資料 3－2 参照）。

論点 (2) 後見支援員（後見支援員）に対する謝金支給の有無

- 後見実施機関が法人後見を受任し、市民後見人を後見支援員として活用する場合、後見支援員に対するある程度の報酬は必要と考える。
他市町村の例を参考に額を決めていきたいが、これに対する意見を求めたい。
- 他市町村の例（資料 4 参照）

施設・病院	2,500 円～4,000 円／月
在宅	4,000 円～8,000 円／月

論点 (3) 市民後見人としての責任と自覚の担保手法

- 昨年度養成した市民後見人については、後見人候補者名簿への登録希望者全員を名簿に登録しているが、市民後見人としての責任と自覚を、今後どのように担保すべきか（資料5参照）。
- 先行自治体では、次のような取組を行っている。
 - ①後見活動の指針となる倫理及び行動規範の規定
 - ②誓約書の提出
 - ③面接による意思確認（研修終了時、後見受任前など）
 - ④不正防止対策として後見実施機関への定期的な活動状況報告の義務付け
 - ⑤不正防止対策として後見制度支援信託の利用
- この他、納税証明書の提出を求める等の手法が考えられるが、手法について意見を求めたい。

論点 (4) 後見報酬付与申立の有無

- 法人後見または個人後見に対する報酬については、申立を妨げることはしない方向としてよいか。
特に個人受任の場合は、市民後見人の意欲の維持向上の観点からも、報酬付与の申立を行ってもよいと考えるが、いかがか。
- 道外の自治体では無報酬のところもある（ただし、交通費・通信費等の実費は支給）。